読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第五十五条の六第六号	［略］	
第五十五条の六第十一号	一部解約	解約
［略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（投資法人の計算に関する規則の一部改正）

第二条　投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この府令において「有価証券」、「投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「新投資口予約権」、「投資法人債」、「資産運用会社」、「資産保管会社」又は「一般事務受託者」とは、それぞれ法第二条に規定する有価証券、投資法人、投資口、投資証券、投資主、新投資口予約権、投資法人債、資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者をいう。 2　［略］ （一口当たり情報に関する注記） **第六十八条**　一口当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。 一　当該営業期間末日における一口当たりの純資産額（投資主の請求により投資証券の基準価額をもって投資口の払戻しをする旨規約に定めがある投資法人（その投資証券の取得の申込みの勧誘が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募により行われるものを除く。）にあっては、当該一口当たりの純資産額と当該基準価額の算定の方法により算定した当該一口当たりの純資産額との間に差異がある場合における当該純資産額及び当該差異の理由を含む。） ［二・三　略］	（定義） **第二条**　この府令において「有価証券」、「投資法人」、「投資口」、「投資主」、「新投資口予約権」、「投資法人債」、「資産運用会社」、「資産保管会社」又は「一般事務受託者」とは、それぞれ法第二条に規定する有価証券、投資法人、投資口、投資主、新投資口予約権、投資法人債、資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者をいう。 2　［同上］ （一口当たり情報に関する注記） **第六十八条**　［同上］ 一　当該営業期間末日における一口当たりの純資産額 ［二・三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第五十五条の六第六号	［同上］	
［項を加える。］		
［同上］		

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の投資信託財産の計算に関する規則第五十五条の六第十一号（同令第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する計算期間に係る計算書類について適用し、施行日前に開始した計算期間に係る計算書類については、なお従前の例による。

（投資法人の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の投資法人の計算に関する規則第六十八条第一号の規定は、施行日以後に開始する営業期間に係る計算書類について適用し、施行日前に開始した営業期間に係る計算書類については、なお従前の例による。